

○厚生労働省
農林水産省 令第六号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、並びに大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第五条第一項及び第二十三条の規定に基づき、大麻取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

大麻取締法施行規則の一部を改正する省令

大麻取締法施行規則（昭和二十三年^{厚生省}農林省^{令第一号}）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 法第五条の規定による大麻取扱者免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならぬ。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 大麻研究者にあつては研究目的</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 免許を受けようとする者(免許を受けようとする者が法人であるときは、その業務を行う役員とする。)に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかにかに關する医師の診断書</p> <p>二 大麻研究者にあつては履歴書</p> <p>第二条の二 法第五条第二項第四号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により大麻取扱者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>	<p>第二条 法第五条の規定による大麻取扱者免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならぬ。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 大麻研究者にあつては研究目的及び履歴書</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

附 則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。